

個人住民税の特別徴収納期特例について

個人住民税の納期特例

納期の特例は、市町村民税・県民税の特別徴収義務者で、給与の支払を受けるものが(域内、域外を問わず)常時 10 人未満である場合に、市町村長の承認を受けることにより、特別徴収税額を年 2 回に分けて納入することが出来る制度です。

納期特例の納入時期

〇月から〇月分(1回目)の納入については〇月〇日までに、〇月から翌年〇月分(2回目)までは、翌年〇月〇日までにお納めください。

申請手続き ※提出期限は〇月〇日まで

「市町村民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」に必要事項をご記入の上、申請してください(郵送による申請でも受付けています。)

その後、〇〇市町村にて審査を行い、結果について通知させていただきます。

※給与支払報告書を提出の際に、総括表に朱書で「納期特例」と記入していただいた場合は、こちらから申請書をお送りいたします。申請は一度のみです。(毎年申請する必要はありません)

※年度開始時から、納期特例を申請する場合は、申請書を〇月〇日までに提出してください。期限以降の申請については、次年度からの適用となりますので、ご注意ください。

留意事項

- ・ 年度途中からの切り替えは出来ません。
- ・ この特例は納期に関する特例になりますので、従業員の方の給与からは毎月徴収していただき、その分をまとめて年 2 回で納めてください。
- ・ 給与の支給を受けている従業員数が常時 10 人以上となった場合は、その旨を〇〇課〇〇班までお知らせください。
- ・ 従業員の異動があった場合は、必ず異動届を〇〇課〇〇班まで提出ください。
- ・ 滞納があった場合、納期の特例の承認が取り消されることがあります。

※ 納入時期、申請手続期限等は市町村によって異なります。